

原 案

第3期入間市教育振興基本計画

(令和4年度～令和8年度)

学びと実践が あふれるまち

【本市教育行政テーマ】



いるティー

入間市教育委員会

目 次

第1章 総 論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の全体像	3
5	教育を取り巻く社会の動向	4

第2章 基本理念と基本方針

1	基本的な考え	5
2	グランドデザイン	7
3	基本理念及び基本方針	8

第3章 施策の展開

○	施策体系	9
1	【人権教育】	
	第1項 人権の尊重と権利の擁護	10
2	【生涯学習】	
	第1項 生涯学習の推進	12
3	【幼児・学校教育】	
	第1項 学校教育の充実	14
	第2項 幼児教育の充実	17
	第3項 学校施設の整備	19
4	【社会教育】	
	第1項 社会教育の充実	21
	第2項 社会教育施設等の整備	29
5	【スポーツ・レクリエーション】	
	第1項 生涯スポーツの充実	31

第4章 計画の推進にあたって

1	社会全体で教育の向上に取り組むために	34
2	計画を推進するために	34
3	指標一覧	35

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

今日、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化や人口減少が急速に進行している中で、学校・家庭・地域が連携した教育力の高いまちづくりが期待されているとともに、持続可能で活力のある社会を構築することが課題となっています。

また、これからの時代は、「人生100年時代※の到来」を踏まえながら、「誰一人取り残さないというSDGs※の実現」が求められています。さらに、「超スマート社会（Society5.0）※」の実現に向けたIoT※やAI（人工知能）をはじめとする技術革新が急速に進展するとともに、デジタル・トランスフォーメーション（DX）※の推進により、社会や生活が劇的に変わる状況にあります。

このような激しく変化する社会を生き抜くための教育には、市民の誰もが基礎的・基本的な知識を習得できるようにするとともに、変化への対応力、主体的に社会に関わる積極性や、新たな価値を生み出す創造力などを育むことが求められています。このことから、生涯にわたって学習することのできる環境を整備していくことが一層重要になります。

とりわけ、未来を担う子どもたちには、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

教育行政における「教育」には、幼児教育・学校教育、社会教育、家庭教育などが含まれ、幼児期から高齢期までの生涯にわたる学習を対象としています。そのため、本計画は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における目標を明らかにし、中長期的な視点から市民の学びを支え、学校・家庭・地域が一体となって、市民全員の豊かな人間性を育むための教育について、一層の振興を図っていくために市と市教育委員会において策定するものです。

※ 「人生100年時代」とは

ロンドン・ビジネス・スクール教授の著書「LIFE SHIFT(ライフ・シフト)100年時代の人生戦略」で提唱された言葉であり、世界で長寿化が進み、先進国では2007年生まれの人2人に1人が100歳を超えて生きる時代が到来すると予測しています。

※ 「SDGs (Sustainable Development Goals)」とは

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴール(開発目標)から構成されています。

※ 「超スマート社会 (Society5.0)」とは

日本が提唱する未来社会のコンセプトであり、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を指しています。

◎ Society1.0:狩猟社会、Society2.0:農耕社会、Society3.0:工業社会、Society4.0:情報社会

※ 「IoT (Internet of Things)」とは

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みです。

※ 「デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation (DX))」とは

デジタル技術を活用して、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念です。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

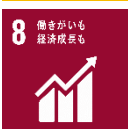
◎ 第6次入間市総合計画・後期基本計画と同一の期間とします。

3 計画の位置づけ

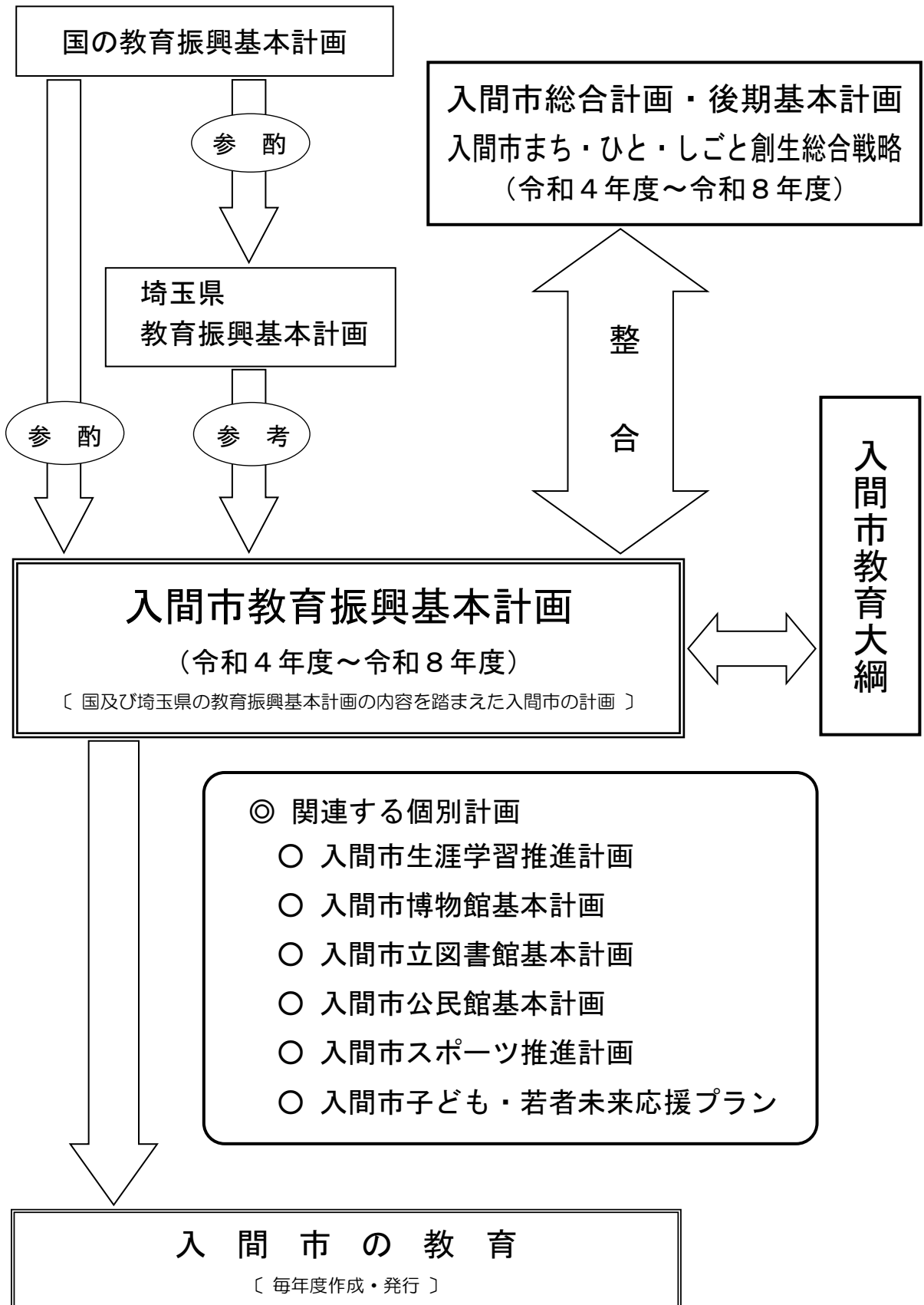
この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の定める教育の振興に関する施策についての基本計画を参酌しつつ、本市の実情を踏まえた本市教育の振興を図るための基本的な計画として策定するものです。

〔参 考〕SDGs 17のゴール「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴール(開発目標)から構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組んでいるものです。

	1 貧困をなくそう	貧困をなくそう		10 人や国の不平等をなくそう	人や国の不平等をなくそう
	2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに		11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
	3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を		12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任
	4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに		13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう		14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう
	6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に		15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーをみんなにそしてクリーンに		16 平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に
	8 働きがいも 経済成長も	働きがいも 経済成長も		17 パートナリープで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくろう		SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

4 計画の全体像



5 教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化と人口減少の進行

少子高齢化と人口減少の進行によって社会を取り巻く環境は急速に変化しており、とりわけ子どもたちの育ちを取り巻く環境は大きく変化してきています。日常生活の中で、人と人が触れ合う機会も減少していることから、子どもの頃から人間関係の持ち方や社会生活におけるルールを学び、日常生活における社会性を身につけていけるような取組が必要とされています。

(2) 人生100年時代の到来とSDGsの実現

長寿命化が進む人生100年時代においては、市民が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続けるとともに、学んだことを生かした活躍ができるようにすることが求められています。また、貧困・紛争・感染症・気候変動・資源の枯渇など、人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しています。人類が安定してこの世界で暮らし続けるため、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、協働を通して、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

(3) 超スマート社会の実現

超スマート社会（Society5.0）では、IoTによって、すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されることで、今までにない新たな価値を生み出すことが期待されています。また、インターネットやスマートフォン、タブレットなどがさらに普及し、ICT*化が加速することで、様々な変革が起こっていくことになります。こうした予測困難な時代を生き抜いていくことができるよう、必要な資質・能力を備え、自ら主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じながら新たな価値を創造できる人材の育成が求められています。

※ 「ICT（Information and Communication Technology）」とは
情報通信技術の総称であり、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のことです。

(4) 能力発揮機会の不均衡

経済的な格差が子どもたちの受ける教育の格差につながり、学力や進路選択に影響を与えることで、さらなる格差を生み出すといった格差の再生産・固定化が懸念されています。

また、外国籍の子どもが増加傾向にあることから、外国籍児童生徒の言葉の問題や生活習慣の違いが学力等に影響することも想定されます。格差の再生産・固定化を払拭し、誰もが等しく、主体的・能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を発揮する機会を等しく与えられることを可能とする社会の実現を目指していくことが求められています。

(5) 家族形態・地域社会の変化

核家族化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域社会とのつながりや支え合いが希薄化しています。また、ヤングケアラーと呼ばれる、家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもたちが存在していることもわかってきました。学校・家庭・地域が連携し、相互に補完しながら、一体となって子どもたちに命の大切さや人権を尊重する心、自然、郷土を愛する心などを培うことの大切さを教え、発達段階に応じた基本的な生活習慣や確かな学力を身につけられる環境を整備していく必要があります。

さらに、子どもたちが安心・安全に過ごせるように、地域力を生かした防犯活動の向上が強く求められています。

第2章 基本理念と基本方針

1 基本的な考え

入間市は、まちづくりのビジョンとして、「香り豊かな緑の文化都市」を掲げ、人・まち・自然が元気なまちづくりを推進しています。

さらに、平成29年度からの「第6次入間市総合計画」においては、10年間の行政運営において「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を目指して、「入間市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」では「元気な子どもが育つまち」をテーマに、施策の推進を図ることとしています。

そのため、本計画においては、「豊かな人間性の育成」を教育行政の理念に据え、市民一人ひとりがさまざまな学びを通じて充実した生活を送り、さらには暮らしやすい地域づくりに向けて積極的に関わっていただけるように、「学びと実践があふれるまち」をテーマに施策展開を図り、市政運営の方向性につなげていきます。

なお、本計画期間における施策の重要な方向性として次の3点を設定して、常にその方向性を確かめ、堅持していくことで、市政と連携した教育行政の推進を図り、「学びと実践があふれるまち」の実現を目指していきます。

(1) 夢の実現に向けた学校教育の充実

「子ども未来室事業※」を継続し、着実に推進するとともに、子どもたち一人ひとりの夢の実現に向けて9年間の義務教育の充実を図るため、小中一貫教育の取組や、ユニバーサルデザインの視点に立った教育※の展開、学力の向上に重点を置いて取り組みます。そのために居場所のある学級づくりや、学びたい、わかりたい子どもの学力保障と授業改善に取り組み、主体的な学びがあふれる学校づくりを進めます。また、多様な子どもたちが共に学ぶことができるようインクルーシブ教育※システムの構築を推進します。

※ 「子ども未来室事業」とは

すべての子どもを対象にしていますが、特に障害のある子どもの自立支援を目指す取組であり、学力向上や不登校の解消もそのねらいとしています。また、早期支援として、臨床心理士による保育所(園)・幼稚園・こども園への巡回を行い、小学校就学前の通級指導教室「茶おちゃお」を設置しています。

※ 「ユニバーサルデザインの視点に立った教育」とは

すべての子どもが「わかる」「できる」ことを目指し、教育の環境を整え、指導や支援を工夫することにより、誰一人取り残すことなく、わかりやすく楽しい授業の実践をすることです。

※ 「インクルーシブ教育」とは

子どもたちの多様性を尊重し、障害のある子どもが精神的にも身体的にも、その能力や可能性を最大限まで伸ばし、自立して社会参加することができるようにすることを目的とし、障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に学ぶための取組であり、共生社会の実現を目指すことです。

(2) 地域との連携と生きる力の育成

中学校区ごとに地域交流研修会を設け、地域の特色を生かした開かれた学校づくりを進めることで、地域と連携した教育力の向上を図ります。さらに、小中学校が互いの良さを共有しあい学校力※を高めることで、地域で活躍できる子どもを育てます。地域の祭りやさまざまな行事を、子どもたちが自信をもって実践し、役割を果たすことで、生きる力の一層の向上、社会的自立の促進を図ります。また、学校運営について、学校・家庭・地域が一体となって目指すべき教育の実現に取り組むため、コミュニティ・スクール※の導入を推進します。

※ 「学校力」とは

個々の教職員の指導力が組織化された力のことです。これを高めるためには、教職員の資質を高めること、優れた教育課程を用意すること、効率的な学校運営を行うことなどの取組が重要となります。

※ 「コミュニティ・スクール」とは

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校・家庭・地域等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

(3) 学びと実践による地域づくり

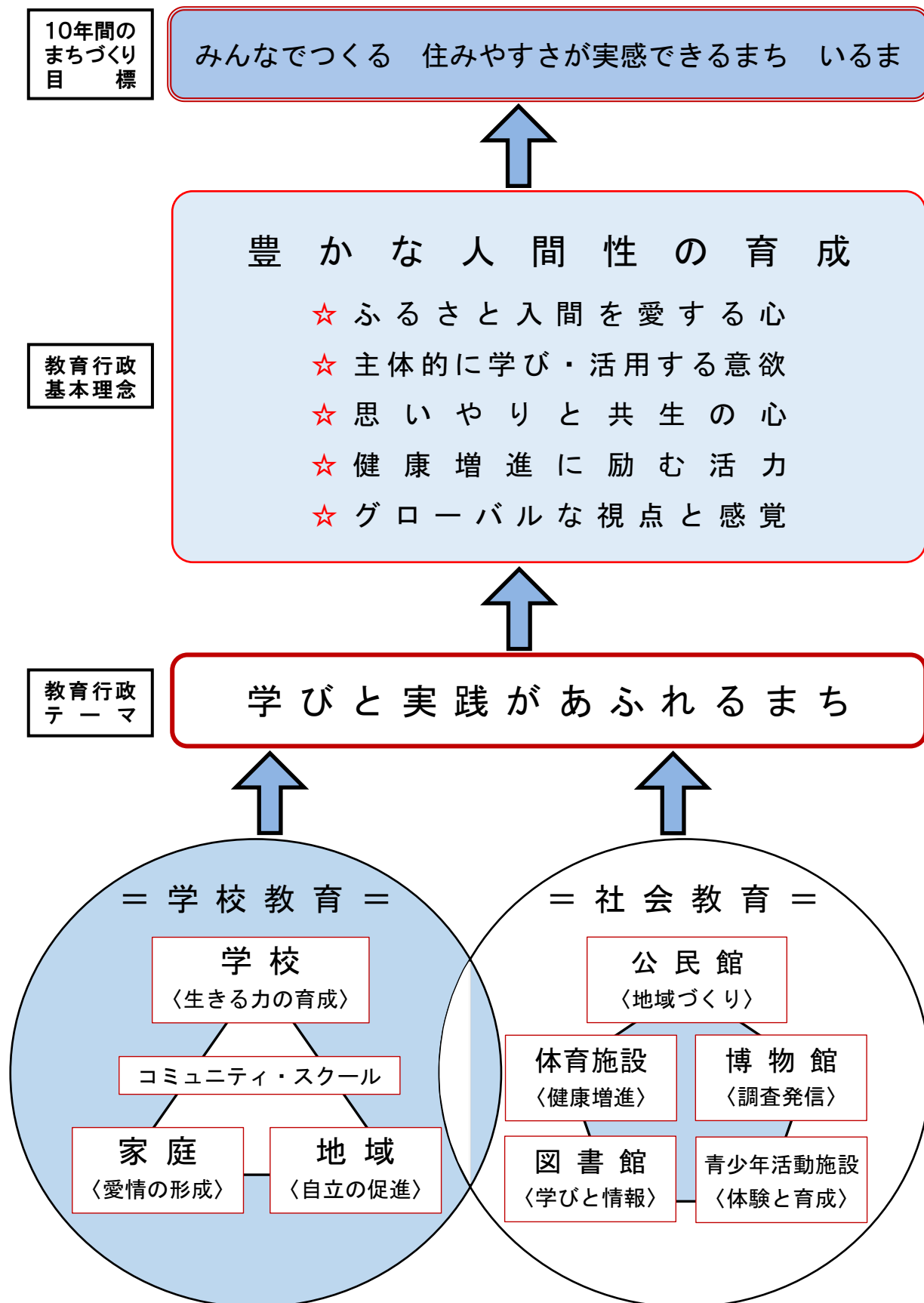
社会教育を総合的かつ効果的に展開していくために、市民と行政の協働による推進体制の充実を図ります。また、博物館、図書館、公民館及び体育施設では、それぞれの施設運営を通して市民ニーズを把握し、協力団体やボランティアスタッフ等と積極的に事業の創造に取り組むことで、市民の学びと実践があふれる地域づくりを進めていきます。さらに、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動※」の体制整備について検討していきます。

※ 「地域学校協働活動」とは

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

2 グランドデザイン

入 間 市 の 教 育



3 基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

「豊かな人間性の育成」

- ・ふるさと入間を愛する心
- ・主体的に学び・活用する意欲
- ・思いやりと共生の心
- ・健康増進に励む活力
- ・グローバルな視点と感覚

(2) 基本方針

質の高い教育の提供に向けた、きめ細やかな指導の充実や一人ひとりの状況に応じた教育の推進を図り、すべての市民がこれからの厳しい時代を乗り越えられるよう、市民が主体的に学び多様な人々との協働を通じ、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、社会の持続的な発展を支え合いながら、社会の様々な場面で活躍できるまちづくりを目指すことを本市教育施策の基本方針とします。

(3) 施策体系

① 人権教育

心豊かな社会形成の基本となる人権の尊重をはじめ、平和の尊さを認識し、大切にしていくための総合的・体系的な教育活動、人権教育に係る学習機会の充実に向けた取組を推進します。

② 生涯学習

生涯学習の推進のため、学習環境を整備するとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、学んだ成果を生かすことのできるまちづくりへとつなげていきます。

③ 幼児・学校教育

確かな学力、豊かな心、健やかな体などをはじめ、子どもたちに必要な資質・能力を身につけさせるとともに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育むことを目指し、幼児・学校教育の内容や体制の充実を図ります。

④ 社会教育

博物館・図書館・公民館等の活用を通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりによる社会教育の振興を図ります。

⑤ スポーツ・レクリエーション

健康な生活の基礎となるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

第3章 施策の展開

■ 施策体系 ■

1 人権教育

政 策	施 策
第1項 人権の尊重と権利の擁護	(1) 人権施策の推進
	(2) 平和施策の推進

2 生涯学習

政 策	施 策
第1項 生涯学習の推進	(1) 学習環境の整備
	(2) 学習成果の活用

3 幼児・学校教育

政 策	施 策
第1項 学校教育の充実	(1) 学校教育体制及び学習環境の充実
	(2) 学校教育内容の充実
第2項 幼児教育の充実	(1) 幼児教育の環境整備
第3項 学校施設の整備	(1) 学校施設の充実・最適化
	(2) 学校給食施設・設備の充実

4 社会教育

政 策	施 策
第1項 社会教育の充実	(1) 社会教育事業の充実
	(2) 家庭・地域の教育力の向上
	(3) 青少年教育の充実
	(4) 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援
第2項 社会教育施設等の整備	(1) 施設の充実・最適化

5 スポーツ・レクリエーション

政 策	施 策
第1項 生涯スポーツの充実	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	(2) スポーツ環境の整備

1 人権教育



政 策	施 策	主な取組
第 1 項 人権の尊重と権利の擁護	(1) 人権施策の推進	① 人権の啓発
		② 人権教育の推進
	(2) 平和施策の推進	① 平和意識の高揚

第 1 項 人権の尊重と権利の擁護

施策(1) 人権施策の推進

◆目標

基本的人権の尊重という普遍的な視点から、総合的・体系的な教育活動の推進、人権教育に係る学習機会の充実などに取り組み、人種・信条・性別・社会的身分・門地（家柄）・年齢・障害の有無等による差別のない、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する社会を目指します。

◆現状

女性、子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国人などの人権に加え、SNS※による人権侵害や性的マイノリティ※に対する偏見、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別など、新たな人権問題が顕在化しています。また、児童や高齢者に対する虐待行為やドメスティックバイオレンス（DV）※等の増加も見られ、深刻化する可能性が高まっています。こうした中、学校教育や社会教育においては、基本的人権の尊重の考えのもと、学校・家庭・地域などあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発活動を推進しています。

※ 「SNS（Social Networking Service）」とは

ソーシャル ネットワーキング サービスの略で、スマホやパソコン等を使ったインターネット上のコミュニティサービスの総称です。

※ 「性的マイノリティ」とは

自認する性が戸籍上の性別とは異なる方、恋愛対象等が異性愛のみではない方などです。性的少数者。

※ 「ドメスティックバイオレンス（DV）」とは

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことです。婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。身体的、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。

◆課題

これまでの人権問題に加え、生活様式の多様化や国際化、経済格差の広がりにより新たな人権問題が生じており、時代に合った人権教育・啓発活動に取り組む必要があります。

また、人権に関する教育や啓発活動は、指導者や参加者の固定化も見られるため、新たな人材の確保や参加の促進などが課題となっています。

☆主な取組

① 人権の啓発

基本的人権が尊重される、差別のない明るい社会を築くため、視聴覚教材の購入・貸出や啓発用品の作製・配布をすることで人権啓発活動を推進します。

② 人権教育の推進

自ら学び、人権感覚と共生の心を育む人権教育を推進するため、学校教育では、人権教育推進委員会の開催、同和問題について現地へ赴いて行うフィールドワーク等研修会を実施します。社会教育では人権啓発講座、人権教育実践報告会等を実施します。

また、新たな人権問題に適した内容で人権問題講演会を開催するなど、時代に合った人権教育を推進します。



人権啓発講座

施策(2) 平和施策の推進

◆目標

「入間市平和都市宣言」の趣旨に基づき、基本的人権の尊重という普遍的な視点から、平和の尊さについての啓発活動を推進し、平和意識の高揚を図ります。

◆現状

国際社会における核兵器の脅威は依然として続いており、今なお多くの人々が武力紛争、飢えや病気に苦しんでいます。本市では、「平和都市宣言」に基づき、かけがえのない地球環境を守り、世界の恒久平和実現のための平和推進啓発事業に取り組んでいます。

◆課題

世界の恒久平和実現のためにも、平和の尊さに対する意識を高めていくことが重要です。基本的人権の尊重の考えのもと、学校・家庭・地域などあらゆる場と機会を活用し、平和意識を高めるための教育と啓発を推進していくことが課題となっています。

☆主な取組

① 平和意識の高揚

学校・家庭・地域などあらゆる場と機会を通して、過去や現在の悲惨な事実について学び、平和の大切さを改めて考え、平和を尊重する心の育成に努めます。



平和を願う講演会

2 生涯学習



政 策	施 策	主な取組
第 1 項 生涯学習の推進	(1) 学習環境の整備	① 学習情報の提供
		② 学習機会の充実
	(2) 学習成果の活用	① 学習成果活用の奨励
		② 市民との協働

第 1 項 生涯学習の推進

施策(1) 学習環境の整備

◆目標

市民のだれもが、いつでも、どこでも主体的に学習に取り組むことができる学習環境の整備を図ります。

◆現状

広報いるま、市公式ホームページ、SNS等で幅広く学習情報を発信しています。特に、ライフスタイルの変化や市民活動の広がりなど市民ニーズや時代の変化に応じた多様な学習機会を市民活動団体、大学等とも連携して提供しています。

◆課題

学び合いから生まれた市民の活動を紹介する情報が不足しています。また、学びを学びで終わらせるのではなく、その成果を地域活動へ生かすことができる学習機会の提供が課題となっています。

☆主な取組

① 学習情報の提供

市民の学習と活動を支援する情報の収集・提供を進めます。また、ICT機器を活用した情報発信の充実を図ります。

② 学習機会の充実

市民活動団体や大学・企業等との連携・協働を図り、市民が学んだことをまちづくりに生かせる学習機会を提供します。また、障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学習機会を提供します。

施策(2) 学習成果の活用

◆目標

市民が学習の成果を地域で共有し活用できる仕組みや環境を整備します。

◆現状

個人や団体が学習成果を発表する事業を実施しています。また、市民が自ら培った経験や知識を生かした講座を開き、多くの市民に学びを提供しています。

◆課題

市民の学習活動を奨励する事業の充実が必要です。また、学びの輪を地域に広げるため

に豊かな知識や技術を有する市民の発掘・活用が課題となっています。

☆主な取組

① 学習成果活用の奨励

市民が学習した成果を発表する事業の充実を図り、市民の学習活動を奨励します。

市民が習得した知識、経験、技術等を地域へ生かす市民講師登録制度の充実を図ります。また、登録した市民講師が実施する講座の充実を図ります。

② 市民との協働

地域で仲間と学ぶ市民を「いるまなびと※」として位置づけ、「いるまなびと」が市民に定着し、より多くの市民が「いるまなびと」として学びを推進し、学んだことを暮らしや地域に生かし、市民との協働で各種事業の計画・立案・運営を進めていきます。

※ 「いるまなびと」とは

平成27年度に開催された第21回いるま生涯学習フェスティバルで考案された言葉で、「いるま」「まなび」「ナビゲーション(案内)」「ひと」を合わせた造語です。



いるま生涯学習フェスティバル

3 幼児・学校教育



政 策	施 策	主な取組
第1項 学校教育の充実	(1) 学校教育体制及び学習環境の充実	① 学校経営の充実
		② ICT機器を活用した支援
		③ 生徒指導・教育相談の充実
		④ 子ども未来室事業の推進
		⑤ 教材・図書等の充実
		⑥ 子育て家庭への経済的支援
	(2) 学校教育内容の充実	① 学力向上の充実
		② 豊かな心を育む教育の推進
		③ 健康・安全教育及び食育の推進
		④ 体力向上の充実
第2項 幼児教育の充実	(1) 幼児教育の環境整備	① 子ども未来室事業の推進
		② 幼児の通級指導教室を通じた支援
		③ 保護者への情報提供と支援
		④ 保幼小中連携・接続研修会の実施
		⑤ 幼稚園就園世帯への支援
第3項 学校施設の整備	(1) 学校施設の充実・最適化	① 校舎・屋内運動場の整備
	(2) 学校給食施設・設備の充実	① 学校給食センター施設・設備の整備
		② 自校給食施設・設備の整備

第1項 学校教育の充実

施策(1) 学校教育体制及び学習環境の充実

◆目標

児童・生徒に対する教育的支援の充実を図り、変化の激しい社会を生き抜くための力を育みます。

◆現状

「学校力」及び「教職員の指導力」の向上を目指してさまざまな施策を実施し、徐々に成果があがっています。また、学校におけるいじめ、暴力行為は減少傾向にあります。さらに「子ども未来室事業」により、共生社会の実現に向けた誰もが学びやすい学習環境や連続性のある多様な学びの場が整いつつあり、いわゆる「小1プロブレム※」や「中1ギャップ※」等の改善に向けた取組を継続的に行っています。

※ 「小1プロブレム」とは

入学したばかりの小学1年生が、集団行動や授業に集中できないなど、学校生活に適應することができずに起こす問題行動のことです。

※ 「中1ギャップ」とは

小学校から中学校に進学した際、学習や生活面での大きな環境変化に適應することができずに、授業についていけなくなったり、不登校やいじめなどの問題行動が起こったりする現象のことです。

◆課題

子ども、保護者、地域住民の願いを生かし、地域に根ざした「特色ある学校づくり」を

さらに推進していく必要があります。また、学校指導訪問等を通して、学校における生徒指導及び教育相談体制の充実を図り、非行問題行動や不登校などをさらに改善させるとともに、「子ども未来室事業」を改善、発展させ、すべての子どもたちの自立と夢の実現を支援していくことが課題となっています。

加えて、すべての子どもたちがＩＣＴ機器を効果的に活用できる環境を整備し、ＧＩＧＡスクール構想※を推進する必要があります。

※ 「ＧＩＧＡスクール構想」とは

児童・生徒１人１台の情報端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを実現するための教育ＩＣＴ環境を整備することです。

☆主な取組

① 学校経営の充実

学校長を中心とした全教職員の参加による学校経営により、「ふるさと入間を愛する心」、「主体的に学び・活用する意欲」、「思いやりと共生の心」、「健康増進に励む活力」、「グローバルな視点と感覚」の総体である「豊かな人間性の育成」と「生きる力」を育む、特色のある学校づくりを推進します。また、研修会の充実、学校指導訪問の実施、各学校の課題研究への支援等により教職員の資質向上を図り、日々の教育活動の充実を図ります。さらに、コミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域が一体となって学校運営に取り組むことで、安全で、信頼される学校づくりを推進します。

② ＩＣＴ機器を活用した支援

情報化や少子高齢化、人口減少など変化の激しい社会を生き抜くための力を育むため、知識・技能を習得したり、協働を通じたの思考力、判断力、表現力等を育成したりする場面で効果的にＩＣＴ機器を活用するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する基盤として、ＧＩＧＡスクール構想を推進します。



タブレット端末を使用した授業

③ 生徒指導・教育相談の充実

小中学校の児童・生徒、一人ひとりの夢が実現できる学校生活を目指し、市内全校に対して、毎学期、生徒指導訪問や巡回訪問等を実施することで、各学校の実態に即した指導体制確立の支援を行います。また、児童・生徒に対する相談活動の充実や、学校生活の環境改善に取り組み、それぞれが抱えている悩みごとの解消を目指します。

また、学校において教職員は、子どもと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあるため、スクールカウンセラー等と連携を図り、支援が必要な子どもの把握に努めます。さらに福祉、介護等の関係機関や地域との連携を図り、支援サービス等の利用につなげます。

④ 子ども未来室事業の推進

未就学期から就労までを見据えた幼児・児童・生徒の発達への支援、小・中・高等学校等、異校種間の円滑な接続の実施、また、子育て中の親への支援、インクルーシブ教育システムの構築を含む特別支援教育の充実などを総合的、一体的に進めるため、「子ども未来室事業」を改善、発展させます。そのために児童発達支援センター「ういず」

と連携を図り、CLM※を活用しながら保幼小連携を一層充実させます。また、教育、子ども支援、保健、福祉部門の連携を強化するとともに情報共有及び各課の現状と課題を協議し、乳幼児期から18歳まで切れ目のない支援の実現を目指します。

※ 「CLM」とは

「チェック・リスト・in三重」の略で、保育所・幼稚園において、発達に課題がある子の行動を観察し、個別の指導計画を作成するために、三重県あすなろ学園が開発したアセスメントツール(特性や能力を測定するためのツール)です。

⑤ 教材・図書等の充実

学習指導要領に対応する教材教具を整備し、良好な教育環境の確保とよりわかりやすい授業を展開するための教育内容の充実に向けて、学校管理備品、教育教材備品、学校図書館図書等を計画的に購入します。

⑥ 子育て家庭への経済的支援

子どもの教育を受ける権利や、教育の機会均等などを保障するため、学校で必要となる諸経費、学用品費、給食費、校外活動費（遠足や林間学校）、修学旅行費などを援助品目とした就学援助制度による支援を行います。

なお、新入生保護者説明会や進学進級時に、就学している学校を通じて、制度案内及び申請書を配布し、保護者へ就学援助制度の確実な周知を図っていきます。

施策(2) 学校教育内容の充実

◆目標

子どもたち一人ひとりについて、確かな学力の習得、豊かな心の醸成、健やかな体の育成、体力の向上を目指します。

◆現状

確かな学力の習得として「家庭学習の実施率」は、平成29年度の61.0%から令和2年度では81.7%に上昇しています。また、豊かな心の醸成として、子どもたちの「故郷入間への関心度」は60%前後で推移しています。さらに、健やかな体の育成として、健康面では「朝ごはんの摂取状況」が令和2年度では99%に達し、安全面では「自転車乗車時のヘルメット着用率」が93%に達しています。しかしながら、体力の向上については、体力テストにおける体力数値の低下がみられます。

◆課題

基礎・基本の定着を図り、確かな学力を身につけさせるため、令和2年度に配付したタブレット端末を活用し、学校(授業)と家庭での学習の充実を図っていく必要があります。また、地域の人材等を活用した体験活動を通して、道徳教育、人権教育を充実させ、子どもたちの「思いやりの心」や「郷土を愛する心」をより育てていく必要があります。さらに、基本的な生活習慣を確実に身につけさせるとともに、自分の健康を大切にするための資質や能力を高め、体力向上に向けた対策を行うことが課題となっています。

☆主な取組

① 学力向上の充実

小中一貫教育及びユニバーサルデザインの視点に立った教育を推進し、すべての児童・生徒にとって、わかりやすい授業を展開するため、学校指導訪問による学校現場の

実態把握や研究授業、充実した教職員研修の実施を通して、教職員の資質及び授業力の向上を図ります。また、1人1台のタブレット端末を有効に活用し、授業及び家庭学習の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲を育て、「協働的な学び」と「個別最適な学び」を実現し、学力向上につなげます。

② 豊かな心を育む教育の推進

茶摘みや盆点前など市独自で実施している「狭山茶とふれあう教育」を地域の教育力を生かしながら充実させることで、「ふるさと入道を愛する子ども」の育成を図ります。また、すべての教育活動を通じて道徳性や人権尊重の態度を養うとともに、社会体験や福祉体験、奉仕活動等、様々な体験活動を積極的に取り入れることにより、自他を尊重し、他者の痛みを共有できる共生の心と、仲間とともに物事に取り組む喜びや感動する心を育てます。



小学校の授業

③ 健康・安全教育及び食育の推進

健康教育として、国民運動「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ります。また、防災教育では、避難訓練や引き渡し訓練の充実を通して、防災意識を高めるとともに、危機回避能力を育成します。さらに、安全教育では自転車免許取得を目標にした交通安全教室（小学4年生と中学1年生を対象）を中心に交通安全教育の推進に取り組みます。なお、安全で栄養バランスが良い学校給食の実施、地産地消の推進、安全な旬の食材の使用、行事食の提供等を行うことで、食文化への理解を促すとともに、健康な体を育むための、食の大切さ等を児童・生徒、保護者に発信するなど、食育の充実を図ります。

④ 体力向上の充実

各校の体力向上委員と連携し、児童生徒の体力向上のための学習指導の改善・充実を図るため、授業における、ねらい・見通し・振り返り・まとめなどの過程を意識した、教職員の指導力の向上に努めます。また、児童生徒が授業だけでなく、自ら外遊びやスポーツなどに興味を持って体を動かし、運動に親しめるための取組を行い、体力の向上を図ります。

第2項 幼児教育の充実

施策(1) 幼児教育の環境整備

◆目標

人間形成において、非常に重要な役割を持つ幼児期の教育の充実を図ります。

◆現状

親としてのあり方や子育てに取り組む姿勢について、悩みを持つ親が多く存在します。また、近年、特別支援教育への社会的な理解が進む中で、発達障害、あるいはその疑いのある幼児に対して、子ども、保護者、幼稚園等への支援のあり方について再検討する必要性が高まっています。

◆課題

子育ての悩みを持つ親を支援し、幼児一人ひとりのより豊かな育ちを社会全体で支える必要があります。また、子どもの特性にあった多様な体験を通して、幼児が心身ともに健やかに育つ環境を整えることが必要です。さらに、保護者には子育てに不安を抱きながらも、共に考え、共に歩むことができる社会にするための環境を整備することが課題となっています。

☆主な取組

① 子ども未来室事業の推進

臨床心理士・作業療法士による発達障害又はその疑いのある子どもたちへの関わり方や支援方法の助言などを行う、子ども未来室事業を推進するとともに子どもの発達過程を踏まえ、一人ひとりのよりよい成長を支援していくための巡回支援等を実施します。また、幼児期・小学校期・中学校期における通級指導教室や特別支援学級を活用するとともに、保育士・教諭等を対象とする発達障害児への支援に関する研修会、講演会を充実させます。

また、児童発達支援センター「ういず」と連携を図り、子ども支援・保健・福祉等関係部門との連携を強化し、一体的な切れ目のない支援を行います。

② 幼児の通級指導教室を通じた支援

発達障害又はその疑いのある幼児への支援の充実を図ります。幼児の通級指導教室「茶おちゃお」において、コミュニケーション能力や感情コントロール、集団生活での適応能力が身につくような支援、自己肯定感※の醸成などに取り組みます。また、小学校との連携を密にする中で、一貫した支援ができるよう体制の充実を図ります。



幼児の通級指導教室「茶おちゃお」

※ 「自己肯定感」とは
自分には価値があり、自分を大切に思える感情のことです。

③ 保護者への情報提供と支援

保護者が子育てに対して不安を抱かず、安心して子育てができるように、幼稚園・保育所（園）において親の学習講座を開き、子育てに対する不安を軽減するとともに、安心して子育てができるような情報提供や支援を充実します。

④ 保幼小中連携・接続研修会の実施

保幼小中連携・接続に関して、保育士・教諭等を対象とする発達障害への適切な対応と支援方法を学ぶ研修会、講演会を実施します。その中で、連携の意義を周知するとともに、滑らかな接続を可能とするための指導方法等についての技能向上を目指すことで、全体のレベルアップを図ります。

⑤ 幼稚園就園世帯への支援

幼児教育・保育の無償化事業による入園料・保育料の補助制度、給食費のうち、副食費分に対する補助制度等を実施し、幼児教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

第3項 学校施設の整備

施策(1) 学校施設の充実・最適化

◆目標

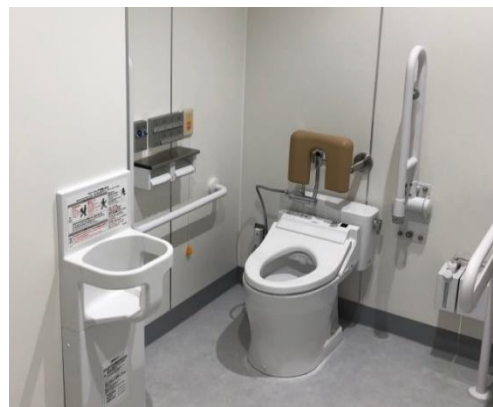
公共施設マネジメントの考え方に基づく施設の再整備に取り組み、サービスの適正化を考慮しつつ、公共施設全体の視点から学校施設の最適化を進めます。

◆現状

建物や機械設備等の老朽化が進み、機能の維持や子どもたちの安心・安全な学習環境のための改修や修繕が必要となっています。また、学校は、地域の拠点となる施設と位置付けられており、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が求められています。

◆課題

建物や設備の老朽化については、緊急性や必要性を検討しながら維持管理等せざるを得ない反面、公共施設マネジメントの目的に沿って、入間市公共施設等総合管理計画の中の公共施設維持管理計画に基づいた予防保全を進めていく必要があります。また、バリアフリー化の早期実現や、快適な学習環境の充実のためのトイレの洋式化や、バリアフリースイットイレ（多機能トイレ）の設置なども、計画的に改修を実施していく必要があることなどが課題となっています。



バリアフリースイットイレ（多機能トイレ）

☆主な取組

① 校舎・屋内運動場の整備

市全体の教育施設の再整備に向けて、入間市公共施設マネジメント事業計画や入間市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本指針に基づき、学校の再整備・再配置に向けた取組を進めます。また、施設のバリアフリー化や、入間市学校施設長寿命化計画に基づく、トイレの改修をはじめとする施設の老朽化への対応を図っていきます。さらには、ノーマライゼーションの理念に基づき、基本的環境整備の充実や合理的配慮を適切に提供するとともに、子どもたちが、快適な学習環境で教育を受けられるよう計画的な維持管理や改修なども進めていきます。

※ 「ノーマライゼーション」とは

障害者や高齢者といった社会的な弱者などが、ほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方です。

施策(2) 学校給食施設・設備の充実

◆目標

学校給食にかかる施設や設備の改修、改善等を適切に行い、安心・安全でおいしい給食の安定的な提供を確保します。

◆現状

小学校16校は、各自校調理場において給食を提供しており、中学校11校は、学校給食センターにおいて給食を提供しています。これらの学校給食施設の多くは、老朽化が進行しており、計画的に施設の改修及び機器の入れ替えや修繕を行い運営しています。

◆課題

学校給食センターや自校調理場においては、定期的な設備等の入れ替え修繕を行い、機能を維持するとともに、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設を継続していく必要があります。また、学校給食センターは老朽化が進行しているため、施設の更新が課題となっています。

☆主な取組

① 学校給食センター施設・設備の整備

安心・安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理の徹底、調理機器等の充実を図ります。

また、給食事業の方向性を明確にしたうえで、施設機能や運営形態について検討し、学校給食センターの更新を行います。

② 自校給食施設・設備の整備

未改修の給食施設については、計画的に整備を進めて、安心・安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理の徹底、調理機器等の充実を図ります。



調理機器（回転釜）

4 社会教育



政 策	施 策	主な取組
第 1 項 社会教育の充実	(1) 社会教育事業の充実	① 学習の機会提供の充実
		② 資料の収集・提供
		③ 社会教育に関する情報の提供
	(2) 家庭・地域の教育力の向上	① 乳幼児の親を支援する事業の充実
		② 小中学生の親を支援する事業の充実
		③ 学校・家庭・地域の連携の促進
		④ 団体支援の充実
	(3) 青少年教育の充実	① 体験活動の機会提供
		② 居場所づくりの充実
		③ 青少年関係団体の支援の充実
		④ 青少年関係団体を対象にしたスタッフ及びリーダー養成
	(4) 文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援	① 指定文化財等の保護
		② 文化財保護啓発事業の実施
		③ 近代化遺産の保存・活用
		④ 埋蔵文化財の保護
		⑤ 伝統文化活動団体の支援の充実
第 2 項 社会教育施設等の整備	(1) 施設の充実・最適化	① 青少年活動センター施設の充実
		② 博物館施設の充実
		③ 図書館施設の充実
		④ 公民館施設の充実

第 1 項 社会教育の充実

施策(1) 社会教育事業の充実

◆目標

生活課題や地域課題解決のための市民の主体的な学習活動や交流活動を促進するため、「個人の要望」に基づく学びとともに、「社会の要請」を踏まえた市民同士の学び合いの充実を図ります。

◆現状

講演会、講座などの学習事業は、あらゆる年齢層の市民を対象に、現代的・社会的課題を取り上げ、地域や社会教育施設等の特色を生かした事業を実施しています。

また、市民の学習活動を支援する資料や暮らしに役立つ資料を収集・整理し、広報いるま・市公式ホームページ・SNS等を活用して、社会教育に関する資料を提供しています。

◆課題

市民にとって身近で目的を共有しやすい学習の機会を提供するとともに、市民が学習の成果を活用して社会教育施設等で行う教育活動の機会を提供する事業の充実が必要です。

また、市民の学習活動を支援するための資料の充実が必要です。さらに、市民の学習意

欲を高めるとともに、学んだことをまちづくりにつなげるための情報を充実させることが課題となっています。

☆主な取組

① 学習の機会提供の充実

少子高齢社会、健康づくり、環境教育、防災防犯教育、地域学習など「学びと活動の循環」に視点を置いた、魅力ある充実した学習機会を提供します。

<各施設の取組>

○ 博物館

常設展示において研究成果を提供するほか、市民ニーズを考慮した特別展・企画展等を実施し、多様な形で市民の学習活動を支援していきます。

また、日頃の調査研究の成果を生かし、学術的な内容のものからカジュアルでエンターテインメント性のあるものまで、幅広い市民のニーズに対応した講座を行います。また、展示ガイドアプリなどのICT機器を活用した情報提供の充実を図ります。



博物館 特別展

○ 図書館

魅力ある図書館づくりを目指して、地域情報拠点機能の充実を図りながら、各世代の利用促進事業を充実していきます。

また、電子図書館サービスについて、来館の少ない10代後半から40代の子育て世代を中心とした電子書籍の収集に努めます。

○ 公民館

住民の暮らしを豊かにし、地域を活性化するため、健康づくり、安心・安全な暮らし、趣味・教養の充実、少子高齢社会、情報格差の解消、環境問題、人権問題、貧困問題、伝統文化の継承等に関する教室や講座を開催します。



健康づくり事業

② 資料の収集・提供

市民ニーズや現代的・社会的課題に対応した市民の学習活動を支援するため、図書館、博物館等で資料を収集・提供します。

<各施設の取組>

○ 博物館

市民や関係団体と連携・協力しながら、入間市の自然・歴史・民俗・産業・美術工芸品等の「地域の資源」と、狭山茶を中心とする「茶」に関連する資料を収集整理し、良好な状態で保存することで、「もの」と「情報」の集積を図ります。

また、調査研究と多様な方法による情報提供によって、多くの市民が各資料を活用

し、その価値を分かち合えるよう取り組み、来館者の増加を促進します。

○ 図書館

各世代向けの図書資料の充実を図り、提供していくことで地域の課題解決を支援していきます。

○ 公民館

住民の暮らしを豊かにするための図書や地域を活性化するための資料等の充実を図り、その利用を推進します。

③ 社会教育に関する情報の提供

市民の社会教育活動を促進するため、広報いるま・市公式ホームページ等、多様なメディアを活用して社会教育に関する情報を提供します。

＜各施設の実施＞

○ 博物館

日常的な調査研究成果を展示事業や出版物の刊行、ホームページやSNSでの発信等、多様な方法で提供するほか、資料閲覧室でのレファレンスサービス※などにより学習相談に対応します。また、各種の講座・イベント・ボランティア会等の情報を多様なメディアを用いて発信します。さらに、指定管理者と連携した魅力的な情報発信により、誘客の促進を図ります。

※ 「レファレンスサービス」とは

調べたいことや探している資料などの求めに対して、必要な資料・情報を案内するサービスです。

○ 図書館

図書館資料の最新情報等を図書館ホームページ、図書館だより、広報いるま等、さまざまな方法により市民に、正確かつ迅速に伝えることに取り組んでいきます。

○ 公民館

講座・イベント情報及びサークルや地域活動団体に関する情報を公民館だより、フェイスブック、掲示板等、さまざまな方法により市民に提供します。

○ 青少年活動センター

講座・イベント情報、施設の自然情報等について、小中学校等へのチラシやポスターの配布、SNS等で、市民に提供していきます。

施策（２） 家庭・地域の教育力の向上

◆目標

学校・家庭・地域が連携した子育てへの取組や家庭教育を支援し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

◆現状

子育て支援団体、青少年関係団体、老人クラブ等と連携・協働し、子育てや家庭教育を支援する事業、世代間・地域交流事業を実施しています。

◆課題

子育てや家庭教育を支援するために、子どもの成長段階に応じた教育プログラムの充実が必要です。また、子育てサークルの活動が衰退傾向にあることから、親同士の仲間づくり活動を支援することが課題となっています。

☆主な取組

① 乳幼児の親を支援する事業の充実

乳幼児の親を対象に、子育ての不安解消や親同士の仲間づくりを促進するため、地域の子育て団体等と連携して、子育て・家庭教育支援事業を実施します。

<各施設の取組>

○ 図書館

ブックスタート関連事業を中心とした子育て支援策を検討するとともに、「おはなし会」や「おたのしみ会」、「一日図書館員」などの利用促進事業を通して、子育て、家庭教育力の向上を図ります。



図書館施設見学

○ 公民館

地域ぐるみで子どもを育てる地域づくりを目指して、関係機関・団体等との連携による子育て広場事業、家庭教育学級を開催します。

○ 児童センター

地域子育て支援拠点事業（連携型）を実施し、切れ目のない子育て支援を行います。

○ 各子育て支援センター

乳幼児の親子同士の交流や育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等を行い、地域で子育てを支援します。



家庭教育セミナー

○ 青少年活動センター

乳幼児と保護者を対象にした自然体験事業「おやこ森あそび」を実施し、自然の中で親子同士の交流や自然遊びを行います。

② 小中学生の親を支援する事業の充実

P T Aや子育てサークルなどによる家庭教育を支援する事業の充実、親同士の交流の促進など、社会教育を通じて小中学生の親の支援に取り組みます。

<各施設の取組>

○ 各小中学校

P T A活動の活性化を図るため、家庭教育学級の企画運営、P T A広報誌発行の支援を行います。

○ 公民館

親子と一緒に学ぶことができる体験事業を実施します。

○ 青少年活動センター

自然体験等の多様な親子体験事業を実施し、共同作業により親子の一体感を高め、自らの子育ての振り返りや親同士の交流を促進します。

③ 学校・家庭・地域の連携の促進

学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の教育力の向上を図ります。幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりとして、コミュニティ・スクールの導入や、地域学校協働活動の体制整備を推進します。

<各施設の取組>

○ 博物館

専門性を生かすとともに、ボランティアとの協働により、親子で参加できる催しや地域の特性を生かした事業を実施します。学校と連携して博物館授業の充実を図るほか、「むかしのくらしと道具展」等では、地域の子どもたちと主体的に関われる事業を博物館ボランティア等と協働で実施します。

○ 図書館

関連する市民団体や他の行政機関と連携・協力した事業を実施し、読書活動の推進を図ります。

○ 公民館

地域との連携による子どもたちを中心とした世代間交流会事業、地域交流事業を実施します。

○ 児童センター

ボランティア会等との協働により各種体験事業を実施し、児童の学習支援を推進します。また、地域の公民館やまつり会場等にプレーカー（遊び道具をたくさん積んだ車）で出向き、移動児童館や天体観望会などを実施します。



移動児童館

○ 青少年活動センター

青少年関係団体や地域の老人クラブ等と連携し、小学生を対象とした体験事業を実施します。

④ 団体支援の充実

子育てサークル等の団体への支援の充実を図ります。

<各施設の取組>

○ 公民館

子育てサークル活動の場を提供するとともに、活動相談に応じます。

○ 青少年活動センター

青少年健全育成を支援する団体への補助金交付や行政との協働事業等を通して活動の支援を行います。

施策(3) 青少年教育の充実

◆目標

市民や地域との協働により、青少年の自己肯定感・自己有用感[※]及び社会性・創造性を育み、社会を生き抜くための力の習得を図ります。

※ 「自己有用感」とは

自分が他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のことです。

◆現状

青少年を対象にした居場所づくりや体験事業、リーダー養成等を行っています。また、市内に広く青少年教育を展開するため、青少年関係団体の活動を支援するとともに、協働による事業の企画・運営を行っています。

◆課題

青少年の自己肯定感や自己有用感を高めるための事業、青少年の社会性や創造性を育むための体験事業の充実が必要です。青少年を対象としたボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会を提供する事業が不足しています。

また、青少年健全育成の担い手である青少年関係団体は、少子化等の影響による会員減少や役員の担い手が不足していることなどが課題となっています。

☆主な取組

① 体験活動の機会提供

青少年の豊かな心を育むため、学齢等に応じた社会奉仕体験、自然体験、生活体験等の体験活動の機会を提供します。また、中高生世代に対しては、イベントの企画運営への参画や職業観・勤労観を育成する事業等、自己実現や自立支援につながる体験事業を実施します。

<各施設の取組>

○ 各小学校

放課後等に余裕教室等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに様々な学習、体験及び交流活動の機会を提供する放課後子ども教室事業を継続して実施します。



放課後子ども教室

○ 博物館

サイエンスバー、夏休みこどもお茶大学、むかしのくらしと道具展等、博物館の専門性を生かした体験事業を実施します。

○ 公民館

青少年の豊かな心を育むために、創造性や協調性を育む体験事業、自己肯定感を高

めるための社会奉仕体験事業を実施します。

○ 青少年活動センター

小学生を対象にした多様な分野の体験事業、主に中学生を対象にした企画運営体験事業等、発達段階に応じた体験事業を実施します。

② 居場所づくりの充実

青少年が異年齢のスタッフや友達との関わりの中で、ありのままの自分を受け入れてもらうことで、自己肯定感や社会性を育む居場所づくり事業の充実を図ります。特に、中高生世代を対象とした居場所事業の実施、市内各所での居場所づくりの展開、居場所スタッフの育成について重点的に取り組みます。

<各施設の取組>

○ 公民館

青少年が学習等に利用できる「空き室開放事業」を通年で実施します。また、春・夏休みには、「子ども居場所づくり事業」を実施します。

○ 図書館

青少年が気軽に利用できる環境を整えるとともに、青少年向けの資料の充実を図ります。

○ 青少年活動センター

青少年がスタッフや友達と交流しながら自由にのびのび過ごす「むささびひろば」を実施します。また、青少年関係団体との協働により、中高生のための居場所づくりを展開します。



青少年活動センター居場所づくり事業

③ 青少年関係団体の支援の充実

青少年関係団体の活動の充実のため、課題解決につながる研修会や団体同士の交流会、協働による事業実施、活動成果の地域還元を促進する仕組み整備等、より効果的な支援に取り組めます。

<各施設の取組>

○ 公民館

地域の青少年関係団体と関係機関等との連携を図ります。

○ 青少年活動センター

青少年団体への補助金交付、青少年活動者研修の実施、協働による青少年事業の実施等、多様な支援に取り組めます。

④ 青少年関係団体を対象にしたスタッフ及びリーダー養成

中高生世代を主対象に、ボランティア体験などを通じて、事業スタッフや青少年リーダーを養成する事業を実施し、地域の青年リーダーを育成します。

<各施設の取組>

○ 博物館

高校生・大学生がボランティアとして活躍できるイベントを実施し、事業スタッフや青少年リーダーの育成を図ります。

○ 公民館

子ども会のジュニアリーダー養成事業等を実施し、ボランティアの育成を図ります。

○ 児童センター

夏・春休みの長期休業の期間中、中学生ボランティアを募集し、児童センター業務の体験機会を設定します。また、ボランティア経験者には、引き続きイベントや事業への運営補助などを依頼していくことで新規ボランティアの開拓に努めます。さらに、子ども運営ボランティア事業を実施し、児童の視点や意見を児童センターの運営や活動に生かします。

○ 青少年活動センター

中学生を主対象にした企画運営体験を実施し、高校生スタッフを経て、将来的な青年リーダーへと長期的な育成を行います。

施策（４）文化財保護・活用の充実、伝統文化活動団体の育成支援

◆目標

先人が守り伝えてきた市内の貴重な文化財及び伝統文化を未来へ継承するとともに、地域に根ざした文化財を生かした事業を実施することで、市民の郷土意識を育みます。

◆現状

調査研究を通じて貴重な文化財を掘り起こし、指定文化財に指定して保存を図るとともに、指定文化財の保存に必要な事業に対して支援を行っています。また、様々な文化財保護啓発事業を実施することで、市民が文化財に親しむ機会を提供しています。とくに旧石川組製糸西洋館については、一般公開や建物の特色を生かした活用事業を行うことで、文化遺産としての建物の価値と観光スポットとしての魅力を発信しています。また、旧黒須銀行についても、地域を語る歴史的建造物として情報を発信するとともに、文化財として未来に残していくため、保存活用基本計画を策定しました。さらに埋蔵文化財については、滅失のおそれがあるものについて試掘・発掘調査を実施し、将来に向かって記録として残しています。

伝統文化活動団体に対しては、様々な支援をするとともに、協働による事業の企画運営も行っています。

◆課題

市内の貴重な文化財を掘り起こすための調査研究を充実させ、指定文化財に指定して保存を図っていく必要があります。無形民俗文化財の伝承では、後継者育成のための適切な支援が必要となっています。また、市民の文化財保護への理解を深めるため、保護啓発事業を充実させていく必要があります。

旧石川組製糸西洋館・旧黒須銀行等の指定文化財については、計画的な修繕を行い、保存を図るとともに、市民文化の向上や観光の振興に資するための活用が必要となっています。なお、施設を継続的に維持運営していくうえでは、財源の確保も必要です。

埋蔵文化財については、保存だけでなく調査成果等を活用した事業を実施することで、市民に埋蔵文化財の持つ価値を伝え、保護意識の向上を図っていく必要があります。

伝統文化活動団体については、その活動を将来にわたって継続させていくための支援をすることが課題となっています。

☆主な取組

① 指定文化財等の保護

調査研究を通じて、貴重な文化財を指定文化財等に指定するとともに、その保存と活用に取り組んでいきます。

② 文化財保護啓発事業の実施

各地区に残る身近な文化財を生かし、市民に郷土の魅力を再認識してもらう事業を実施していきます。

③ 近代化遺産の保存・活用

旧石川組製糸西洋館・旧黒須銀行の計画的な修繕を実施し、文化財としての保存を図るとともに、両施設が一体となった魅力ある活用事業を実施することで、市民文化の向上や観光の振興につなげていきます。また、様々な方法により、財源の確保にも取り組んでいきます。



旧 黒 須 銀 行

④ 埋蔵文化財の保護

試掘・発掘調査を実施して埋蔵文化財の適切な記録、保存を図るとともに、出土品等を活用した事業を実施していきます。

⑤ 伝統文化活動団体の支援の充実

公民館では、地域の文化を守り育てるために、博物館と連携しながら地域の関係団体等との協働による事業を実施します。また、博物館では、郷土芸能の普及と発展のために郷土芸能団体の活動を支援します。

第2項 社会教育施設等の整備

施策(1) 施設の充実・最適化

◆目標

公共施設マネジメントの考え方に基づく施設の再配置に取り組み、サービスの適正化を考慮しつつ、公共施設全体の視点から社会教育施設の最適化を推進します。

◆現状

経年劣化により施設及び付帯設備の老朽化が進み、施設としての機能が低下しており、入間市公共施設保全計画に基づき、様々な箇所の修繕等が必要になっています。

◆課題

施設としての機能を高めていくため、施設及び付帯設備の改修・修繕について計画的に取り組んでいく必要がありますが、財源確保が課題となっています。また、利用者が気軽

に利用できるオープンスペースの確保が不十分な施設があることも課題となっています。

☆主な取組

① 博物館施設の充実

施設の機能維持に必要なもの、来館者の安心・安全と利便性の向上につながるものについて、計画的な修繕を行っていきます。また、館庭については、「市民の心のよりどころ」となる場として、活用方法を検討し、利用促進に取り組んでいきます。

② 図書館施設の充実

指定管理者及び各施設管理者と連携・協力して管理運営を行うとともに、十分な協議を行い、快適な読書環境の整備に努めていきます。



図 書 館 本 館

③ 公民館施設の充実

老朽化が進む施設を計画的に改修・修繕するとともに、引き続き施設のバリアフリー化に取り組めます。また、ユニバーサルデザインへの対応や多目的に利用できるオープンスペースの拡充など全般的な機能向上に努めます。

④ 青少年活動センター施設の充実

緊急性の高いものから計画的に修繕を行っていきます。また、特色を生かし、活発で好奇心旺盛な子どもたちが気軽に来館していただけるような、安心・安全で、優しく快適な施設づくりに取り組んでいきます。さらに、青少年活動センター運営協力会会員との協働により、様々な利用者のニーズに即した魅力的な施設の整備に取り組んでいきます。

5 スポーツ・レクリエーション



政 策	施 策	主な取組
第 1 項 生涯スポーツの充実	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	① スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実
		② スポーツ・レクリエーション事業の推進
		③ 関係団体との連携
		④ スポーツ・レクリエーションの表彰
	(2) スポーツ環境の整備	① スポーツ指導者等の充実
		② スポーツ施設の整備
		③ 地区体育館の活用
		④ 学校体育施設の開放

第 1 項 生涯スポーツの充実

施策(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

◆目標

スポーツやレクリエーション活動を通じ、健全な心と体を培い、明るく豊かな人間性を育みます。

◆現状

市スポーツ協会や市スポーツ推進委員協議会等と連携を図り、各種スポーツ教室や市民が実践する競技の目標達成度を確認するための各種スポーツ大会を開催しています。

また、スポーツへの意欲の向上を図るため、優秀な成績を収めた選手や団体への功績を讃えるスポーツ奨励金や表彰制度を設けています。

なお、令和元年度に実施した「入間市市民意識調査」の結果によると、週 1 回以上のスポーツ実施率は 43%であることから、入間市スポーツ推進計画における基本目標の 50%に達していない状況にあります。

◆課題

子どもから大人、高齢者や障害のある方まで、誰もが参加できる多様な体験機会を学校や地域、各種スポーツ団体等と連携しながら、継続的に提供する必要があります。また、市民の健康増進を目的として開催する事業は、市民にわかりやすい事業にするため、事業対象者への周知方法等を検討することが課題となっています。

☆主な取組

① スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

週 1 回以上何らかのスポーツ・レクリエーションに関わり、継続的に実践するため、教室・大会等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実します。

② スポーツ・レクリエーション事業の推進

健康増進を目的とした、ラジオ体操会などの事業や、駅伝競走大会などの競技力向上及び目的達成度を確認する大会を実施します。

③ 関係団体との連携

市民のスポーツ活動を充実させるため、市スポーツ協会や市スポーツ推進委員協議会等との連携を推進します。

④ スポーツ・レクリエーションの表彰

優秀選手や優秀団体の表彰を行うことにより、スポーツ・レクリエーションを奨励し、スポーツの振興を図ります。



入間市駅伝競走大会

施策(2) スポーツ環境の整備

◆目標

市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

◆現状

「入間市スポーツ推進計画」に基づいて、スポーツ環境の整備、充実を推進しています。ソフト面では、指導者の資質向上や新たな指導者の養成を行っており、ハード面では、市民が安心・安全に利用できる体育施設の整備に努めています。

また、地域住民のスポーツ活動を充実させるため、地区体育館の活用を図るとともに、小中学校の体育施設の開放を行うなど、市民が気軽にスポーツを実施できる環境を提供しています。

◆課題

各種スポーツにおけるニーズの多様化、高度化などに伴い、スポーツ指導者の資質と指導力の向上とともに、後継者の養成が求められており、体育施設については、経年劣化に伴う計画的な補修と、ソフトボール、テニス、サッカー等のスポーツ施設の充実が求められています。また、地区スポーツ広場の整備については、地域バランスや周辺環境を考慮した取組が課題となっています。

☆主な取組

① スポーツ指導者等の充実

スポーツ指導者及びレクリエーション指導者の資質の向上と活動機会の提供を図るため、指導者の養成に取り組めます。

② スポーツ施設の整備

地域スポーツの拠点となる地区スポーツ広場や各種スポーツ施設の適切な維持管理をするとともに、計画的な整備と充実を図ります。

③ 地区体育館の活用

身近な体育施設である地区体育館を地区スポーツ協会や指定管理者との協力により、地区におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点とし、その推進と活性化に取り組めます。



市民体育館

④ 学校体育施設の開放

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の場として、地域住民に親しまれる小中学校の体育施設開放の時間帯について、学校教育活動に支障のない範囲で拡充し、施設の有効活用を図ります。

第4章 計画の推進にあたって

1 社会全体で教育の向上に取り組むために

(1) 国、県との連携

本計画の策定にあたっては、国の教育振興基本計画（第3期）及び埼玉県教育振興基本計画（第3期）において提起される教育をめぐる現状と諸課題等を踏まえて検討を図っています。

特に、国の教育振興基本計画で、今後の教育政策に関する基本的な方針の筆頭に挙げられている「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」ことは、本市の教育行政を推進するためにも極めて重要な課題です。

本計画においては、質の高い教育の提供に向けた、きめ細やかな指導の充実や一人ひとりの状況に応じた教育の推進を図り、すべての市民がこれからの厳しい時代を乗り越えられるよう、市民が主体的に学び多様な人々との協働を通じ、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、社会の持続的な発展を支え合いながら、社会の様々な場面で活躍できるまちづくりを目指すことを本市教育施策の基本方針に設定しています。

なお、埼玉県教育委員会とは常に密接に連携調整を図りながら、広域的な視点を含めて本市教育行政の推進を図ります。

(2) 市民との協働

本市は、行政運営の基本方向に、市民と行政との協働によるまちづくりである「元気な入間」を掲げて、ふるさと入間を愛する多くの人たちによって受け継がれてきた歴史や文化、自然を大切にしながら今日まで発展を遂げてきました。

そのため、本市教育行政の推進にあたっては、学校・家庭・地域が連携した教育力の高いまちづくりを目指すとともに、地域の人材・教材や文化等の活用を図りながら、地域に根ざした特色ある生涯学習活動の推進に取り組み、市民の誰もがこれからの厳しい時代を生き抜くための力を身につけることができるように努めていきます。

(3) 教育と行政との連携

本計画は、教育委員会が所管する施策を主な対象としていますが、教育を取り巻く現状は、社会環境とともに大きく変化し、さまざまな課題が複雑化し、時として市民の暮らしのあり方に直結していくようなケースも想定され、教育行政の中だけでは解決が困難になっています。そのため、本計画の推進にあたっては、子ども支援、保健、福祉部門といった市長の事務部局との連携・協力を前提とし、教育委員会、市長部局が一体となって取り組んでいくこととします。

2 計画を推進するために

(1) 計画の進行管理

本計画の効果的かつ着実な推進を図っていくためには、各施策の目標を明確に設定し、成果の検証を客観的に行えるシステムを構築することが必要です。そのため、計画の進捗状況を把握するための評価指標を設定し、その達成状況を踏まえて業務管理サイクル（PDCAサイクル）に基づく進行管理を行っていきます。

(2) 計画の市民への周知

本計画について市民に広く周知を図るとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況については、

毎年度、点検・評価を行い市教育委員会ホームページで公表していきます。

また、その結果を翌年度以降の施策に反映するよう、「入間市の教育」を年度ごとに作成し、基本理念、基本方針及び基本目標を定め、その目標に沿った効果的な事務事業を展開していきます。

(3) 教育予算の効率的な執行

本市の財政状況は、社会保障関係経費の増大などにより今後さらに厳しさを増していくことが想定されます。

そのため、各事業が円滑かつ継続的に実施されるよう、中長期的な視野に立ち、各事業における予算効果、執行方法の検証、改善を進め、本計画に基づく各種施策、そして教育行政に大きな効果が挙がるよう努めていきます。また、事業の実施にあたっては、国の補助金など財源確保にも努めていきます。

3 指標一覧：調整中（参考：第2期入間市振興基本計画における成果指標）

本計画の進捗状況を把握するための指標です。

(1) 人権教育

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
人権問題に関する講演会、講習会の参加者数	2,143人	2,560人	人権問題に関する講演会、講習会の参加者数により人権尊重のまちづくりの進展状況を判断します。	8

(2) 生涯学習

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
学習情報提供数	99,280部 5,036件	100,280部 5,306件	生涯学習情報紙の発行部数やホームページへのアクセス件数により充実度を判断します。	10
生涯学習事業の実施数	年4事業	現状維持	事業の実施数により、学習機会の充実度を判断します。	10
生涯学習事業への参加者数	7,810人	8,200人	事業への参加者数により、学習環境の充実度を判断します。	10
生涯学習を推進する市民活動団体の会員数	10人	25人	会員数により、充実度を判断します。	10

市民活動団体等の連携協力による事業数	年2事業	現状維持	連携協力による事業数により、促進の度合いを判断します。	10
講師数	57人	60人	生涯学習に関する市民講師の人数により、充実度を判断します。	11
事業の実施数	年17事業	現状維持	現代的・社会的課題に対応した事業の数により、充実度を判断します。	11

(3) 幼児・学校教育

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
学校満足度	80.0%	90.0%	学校評価の分析により、満足度を判断します。	12
不登校出現率、いじめの発生率	不登校0.29% いじめ0.35%	不登校0.13% いじめ0.17%	生徒指導調査の分析により、出現率及び発生率を判断します。	12
小1プロブレム、中1ギャップ問題の状況	70.0%	95.0%	異校種間接続の問題の対象となる児童生徒の「生活アンケート」により、満足度を判断します。	12
学校における学習についての充実度	95.0%	105.0%	国や県の学習状況調査により、学習充実度を判断します。 ※ 全国の平均正答率を100%としています。	14
家庭学習の実施率	56.0%	80.0%	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	14
ふるさと入間への関心度	58.0%	80.0%	国や県の学習状況調査により、関心の高さを判断します。	14
朝食をとっている子どもの割合	89.0%	100.0%	国や県の学習状況調査により、達成度を判断します。	14
自転車用ヘルメットの着用率	60.0%	80.0%	児童生徒へのアンケートにより、安全意識を判断します。	14

遊びと学びの手引き活用率 (本編・安全編)	70.0%	100.0%	遊びと学びの手引き及び遊びと学びの手引き安全編の活用状況から、保幼小の滑らかな接続ができているかを判断します。	15
学校施設の充実	20.37%	100.00%	児童、生徒の安心・安全を第一に考え、学校施設の非構造部材の耐震化を図ります。	16
自校給食校の食器の入れ替え	4校	16校	各小学校の給食食器を、アルマイト製から新食器への入れ替えを行う。	17

(4) 社会教育

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
社会教育事業の参加者数	230,231人	240,500人	現代的・社会的課題に対応する事業への参加人数により、社会教育の機会の充実度を判断します。	18
博物館観覧者数	31,810人	34,000人	博物館観覧者数により、学習機会の充実度を判断します。	18
図書館入館者数	694,482人	720,000人	図書館入館者数により、学習機会の充実度を判断します。	18
資料点数	39,970件 (博物館) 564,024点 (図書館)	46,470件 (博物館) 600,000点 (図書館)	博物館資料のホームページ上での公開件数及び図書館図書の所蔵点数により、資料の収集・提供の充実度を判断します。	18
ホームページへのアクセス件数	667,536件	740,300件	アクセス件数により社会教育に関する情報の提供の浸透の度合いを判断します。	18
子育て・家庭教育事業の実施数	210 事業	215 事業	子育てや家庭教育を支援する事業の実施数により、事業の充実度を判断します。	20

学校・家庭・地域と連携した事業の実施数	434 事業	466 事業	事業の実施数により、連携の度合いを判断します。	20
子育てサークルの数	24 サークル	27 サークル	社会教育施設における子育てサークルの数により、活動の推進が図られているかを判断します。	20
体験事業の実施数	174 事業	196 事業	事業数により、体験機会の充実度を判断します。	22
居場所づくり事業の参加人数	20,857 人	22,090 人	事業の参加人数により、事業の充実度を判断します。	22
参画型事業の実施数	56事業	61事業	青少年が参画する事業数により、充実度を判断します。	22
協働事業の実施数	127事業	129事業	青少年関係団体との協働事業の数により、充実度を判断します。	22
ボランティア体験事業、リーダー養成事業の参加人数	194人	239人	事業に参加した青少年の人数により、事業の充実度を判断します。	22
指定文化財の件数	70件	78件	貴重な文化財が適切に保護されているかを判断します。	24
文化財保護啓発事業への参加人数	190人	250人	市民の文化財保護意識の高まりを判断します。	24
西洋館・旧黒須銀行の来館者数	2,800人	10,000人	近代化遺産を活かした事業が行えているかを判断します。	24
埋蔵文化財の報告書刊行数	34冊	42冊	埋蔵文化財が適切に保護されているかどうかを判断します。	24

伝統文化活動団体の会員数	740人	現状維持	貴重な伝統文化が適切に伝承されているかを判断します。	24
社会教育施設に対する市民満足度	図書館 0.394 公民館 0.292	図書館 0.450 公民館 0.320	市民意識調査の結果から、社会教育施設の整備やサービスの充実が図られているかを判断します。	26

(5) スポーツ・レクリエーション

指 標 (施策名)	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)	内 容	ページ
生涯スポーツフェアの参加者数	2,213 人	3,000 人	気軽に体験できる生涯スポーツフェアの参加者数により、市民のスポーツやレクリエーションに対する関心度を判断します。	27
学校体育施設の利用者数	130,531 人	140,000 人	学校体育施設の利用者数により、地域住民のスポーツ活動に対する関心度を判断します。	27
地区体育館の利用者数	161,658 人	170,000 人	地区体育館の利用者数により、地区スポーツ活動の推進状況を判断します。	27
スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金の申請件数	33 件	40 件	申請件数により、市民の競技スポーツにおける活躍度を判断します。	28
体育協会への加盟団体数	38 団体	40 団体	加盟団体数により、スポーツ活動団体の充実度を判断します。	28



第3期入間市教育振興基本計画

令和4年●月策定

発行 埼玉県入間市・入間市教育委員会

〒358-8511 入間市豊岡一丁目16番1号

Tel 04-2964-1111（代表）

Fax 04-2964-4841

e-mail ir811000@city.iruma.lg.jp